

1 加入区分・掛金・補償額

2 3 P.2、P.3とを合わせてご覧ください。

傷害保険 入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.5傷害保険「支払われる保険金」(5)をご覧ください。
賠償責任保険 自動車事故によって賠償責任を負った場合は対象外となります。P.6賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)③をご確認のうえご加入ください。

◎団体活動を行う**4名以上**の方でご加入ください。

団体の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。

中途加入・中途退会の場合でも年間掛金を適用します。

加入対象者	加入区分 加入区分は加入者ごとに ご選択ください。	補償対象となる団体活動(学校管理下を除く) ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	危険度の高いスポーツ活動			年間掛金 (1人当たり)	対象 範囲	傷害保険金額 事故の日からその日をきめて180日以内				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
			スポーツ 活動	文化 活動等	危険度の 高い スポーツ 活動			死亡	後遺障害 (最高)	入院 1日目から/ 日額 180日限度	通院 1日目から/ 日額 30日限度		
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	○	○	×	800円	団体活動中とその往復中	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
	C 64歳以下	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	○	○	×	1,850円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
	B 65歳以上	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	○	○	×	1,200円	団体活動中とその往復中	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
	A2 A2区分は65歳以上の方も加入できます。	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ※送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象となりません。	×	○	×	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
全年齢	D	危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む)	○	○	○	11,000円	団体活動中とその往復中	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
ワイドコース(個人活動補償型) 子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	AW	A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象	○	○	×	1,450円	団体活動中とその往復中	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外						上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円	対象外
	熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同額												
	熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。												
大人 (高校生以上)	CW 64歳以下	C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象	○	○	×	4,850円	団体活動中とその往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外						上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円	対象外
	就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。												
	就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。												
大人 (高校生以上)	BW 65歳以上	B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象	○	○	×	5,000円	団体活動中とその往復中	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外						上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円	対象外

■スポーツ活動とは、次の活動を言います。

運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。なお、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。)
 ●各種体操、太極拳、ヨガなどのフィットネス ●各種ダンス、バレエ、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、パントフリンギ、カラーガードなどのダンス、踊り
 ●ウォーキング、ハイキング、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動 ●運動会、球技大会など

■A2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む)中の事故は補償の対象とはなりません。

ボランティア、地域活動、団体活動の支援であってもその活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けた場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。

▲全での加入区分におけるご注意

■この保険は同一団体で1口しか加入できません。■複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。■年度途中での加入区分の変更はできません。■加入手続きに不備があると、保険金が支払われないことがあります。

■危険度の高いスポーツ活動とは、次の活動を言います。

●山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング
 ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)、ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの搭乗
 ●その他これらに類するスポーツ活動

(注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。)など特殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)
 (注2) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいひ、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。
 (注3) パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

3 支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合

各種解説

対象となる事故

傷害保険

被保険者が日本国内において**団体での活動**中および**往復中**に、**急激で偶然な外来**の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。

※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、上記に加え、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を除きます。



賠償責任保険

被保険者が日本国内で行う**団体での活動**中および**往復中**に、またはそれを行うために被保険者が有する**使用・管理する動産**に起因して、他人にケガをさせたたり、他人の物を壊したなどによって、**法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。**

※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、上記に加えて、「団体での活動中およびその往復中」以外に発生した賠償責任も対象となります。

- (例1) 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与え、プレイヤーが損害賠償責任を負う場合
- (例2) 子ども会行事で海水浴をしている間に、子どもがおぼれて亡くなり、指導者が管理上の賠償責任を負った場合
- (例3) 団体活動への往復中、自転車とぶつかりケガをさせた場合
- (例4) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを破って割ってしまった場合



突然死葬祭費用保険

被保険者が日本国内において**団体での活動**中および**往復中**に**突然死**(*)した場合は、**被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。**

※突然死とは、急性心不全等の心血管疾患や肺血栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患および大動脈解離等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。
① 団体での活動中および往復中の死亡
② 団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(※)され、そのときから24時間以内の死亡(※)。ただし、その顕著な体調変化に原因がある死亡に限りません。
(*) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りません。
(**) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

○ 支払われる保険金

- 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、**通院保険金の支払日数は、1事故につき30日が限度となります。**
- 入院・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。
- 死亡された場合、死亡保険金額の全額が支払われます。ただし、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払われた金額を控除した残額が支払われます。
- 後遺障害保険金は、以下の金額が支払われます。
+約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害保険金最高額
+約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害は、死亡保険金額の4%～89%
なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額が支払限度となります。
- 治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として**列挙されている手術または**先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合**に、保険金が支払われます。
[お支払額] 入院中の手術:入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍

ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限られます。1事故に基づきケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみが支払われます。※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。※支払対象となる「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、労働者受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっていない療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)

- (6) 通院しない場合においても、**約款所定の部位に傷害を被った場合で、その部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを付着装着した場合**、その日数に対して、通院保険金が支払われます。
- (7) 入院、通院とも医療費の実費ではなく、**1日当たりの定額保険金が支払われます。**
- (8) 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。
- (9) 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされたも、入院・通院保険金は重複して支払われません。
- (10) これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

- (1) 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金が支払われます。
① 被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上自動車の同意が必要となります。
② 東京海上自動車の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、東京海上自動車の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任を負ったことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または東京海上自動車の書面による同意を得て支出したその他の費用
⑤ 東京海上自動車の求めに応じて協力するために支出した費用
上記①～⑤の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金が支払われます。
上記①～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額+損害賠償金」の割合によって削減して保険金が支払われます。

(2) 損害賠償金は、被害者、他の者(たとえば施設の管理者)の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談等については、**事前に東京海上自動車と十分ご相談ください。**

なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」は**ありません**。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上自動車からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めいただくこととなります。

- (3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合には、次のとおりとなります。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

- (1) 被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して、180万円を限度として、その実費が支払われます。**<保険金の支払い対象となる葬祭費用>**
通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用(初七日・四十九日法要などその後の費用を含みます。)
- (2) 保険金の支払いに際し、領収証や振込明細票等、支出額・支出内容のわかる資料をご提出いただき、資料が困難な費用(お布施等)に関しては、費用負担者のご申告に基づき、保険金が支払われます。

(3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合には、次のとおりとなります。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

✕ 保険金が支払われない主な場合

- (1) 次のような事由により生じた傷害
① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯り運転
③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するものを除きます。)
- (2) 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
- (3) ※テロ行為によるケガは対象となります。
- (4) (2)のうち虫、腰痛などで、医学的見解のないもの
- (5) (3)学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)
- (6) (4)ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
- (7) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害
- (8) (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象外)

用保険の対象外となります。)

- ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ずみずみ、タテ瘤、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他**急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害**
- ③ 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰痛症、腰椎分離症など) など
- (7) 身体の障害または疾病の影響
ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- (8) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など

- (1) 法律上の賠償責任が発生しない損害
(例) サッカーで蹴ったボールが相手に当たり、ケガをさせた場合や、かけているメガネを破損させた場合
※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、**多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動にも同様です。**
- (例) 体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、構成員などがケガをした場合
※この場合、施設の管理・運営者に賠償責任が発生し、団体員個人に賠償責任は発生しないものと考えられます。
- (2) 次のような事由に起因する損害
① 被保険者の故意
② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打
③ 自動車(自動車、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船およびモーター・バングライダー、マクローラド機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人力または動力を原動力とするものを除く。)、所有、使用または管理
(例) 集合場所へ行く途中、自動車で事故を起こして賠償責任を負った場合は支払われません。ただし、自身のケガは、傷害保険の対象となります。
④ 狩猟
⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、その他、労働争議など
⑥ オバー・攻撃
(3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

(4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。)

(例) テニスラケット、バレーボールネットなどを借りて通って壊した場合には支払われませんが、一時的に使用している体育館の窓ガラスを破って割ってしまった場合は支払われます。

- (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設内にある他の財物に起因する損害
(例) ハイクングに行かために行ったおぼり原因で、第三者が食中毒となった場合は支払われません。
- (6) 学校、保育所の管理下の児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われます。)
- (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害
(例) 競技会に参加して行う活動
(注) 競技会における事故は補償されますが、別途、**選抜チーム・トレンセン等の管理下で実施される練習(練習・合宿等)は補償されません**。その際には選抜チーム・トレンセンの団体としてご加入ください。
- (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。)
- (9) 被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非増徴で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害
(例) 日本国外で行う活動に起因する事故(AW・BW・CW区分については一部対象となります。)
- (11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故
- (12) 補償期間外に発生した事故 など



1 被保険者とは

当保険において補償を受けることができ方をいいます。
当保険では加入手続きを行った際にご提出いただいた**団体員名簿**に記載のある方が被保険者となります。ただし、賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者としてします。

2 団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動をいいます。
・日、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者の指示に従った活動
・加入時にご提出いただいた**団体員名簿**に記載された者が集って行う活動
具体的には集合から解散までの間となります。



- 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、国、地方公共団体、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本レクリエーション協会等(加盟団体およびその傘下団体を含む。)が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に参加して行う活動
(注) 競技会における事故は補償されますが、別途、**選抜チーム・トレンセン等の管理下で実施される練習(練習・合宿等)は補償されません**。その際には選抜チーム・トレンセンの団体としてご加入ください。
- 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動
- 昇級、昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動 など

3 自宅とは

被保険者の居住の用に供する建物(敷地を含む。)をいいます。
ただし、アパート、マンション等の共同住宅に区画(専用使用権のある共用部分を含む。)をいい、学生寮、寄宿舎等の共同舎においては建物(敷地を含まない。)をいいます。
例えば、集合場所に向かう際に自宅内で発生した事故については、往復中の事故には含まれず補償の対象とはなりません。